

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金貸付規程

平成21年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）として介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けることにより、県内の介護福祉士等の養成及び確保に資することを目的とし、介護福祉士等修学資金の貸付けに関する業務について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「養成施設」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号の規定に基づく社会福祉士短期養成施設等

(2) 法第7条第3号の規定に基づく社会福祉士一般養成施設等

(3) 法第40条第2項第1号、第2号及び第3号の規定に基づく養成施設等

2 この規程において「実務者養成施設」とは、次に掲げるものをいう。

法第40条第2項第5号の規定に基づく養成施設

(修学資金の貸付)

第3条 兵庫県社会福祉協議会会長（以下、会長という。）は、県内の養成施設等（実務者養成施設を含む。以下同じ。）に在学する者並びに兵庫県民で県外の養成施設等に在学する者であって、将来県内において業務に従事しようとする者に対して、予算の範囲内で、修学資金を貸し付ける。

2 前項の規定による修学資金は、他の地方公共団体等が行う同種の修学資金と重複して貸付けを受けることができない。

3 第1項の規定による修学資金は、国及び地方公共団体等が実施する離職者訓練による介護福祉士等の資格を取得することができる訓練の受講者は貸付けを受けることができない。

(貸付金額)

第4条 修学資金の貸付金額は養成施設に在学する者にあつては月額50,000円以内、実務者養成施設に在学する者にあつては200,000円以内とする。ただし、養成施設に在学する学生については、貸付けの初回（第一学年に限る）

に入学準備金として 200,000 円以内を、最終回（最終学年に限る）に就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設に在学する者である場合にあっては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状態にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算（以下「生活費加算」という。）することができるものとする。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

- 2 前項の規定による就職準備金は、就業しながら養成施設等の通信課程を受講する場合など、就職の準備が必要ないと認められる者には加算しない。
- 3 前1項の規定による生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。
- 4 前1項に掲げる額のうち学費相当分（月額 50,000 円以内）の貸し付けを受けずに生活費加算分のみを貸し付けることはできない。

（利 息）

第5条 修学資金は無利息とする。

（保証人）

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。このうち、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付申請）

第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

- （1）在学する養成施設等の長の推薦書
- （2）その他、会長が修学資金の貸付けのため必要と認める書類

（貸付決定）

第8条 会長は、前条第1項の規定による申請に基づき、修学資金を貸し付けし又は貸し付けないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を書面で

通知する。

(貸付方法)

第9条 修学資金は分割の方法により交付する。

(貸付決定の取消し及び貸付停止)

第10条 会長は修学資金の貸付けの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するに至った日の属する月の翌月からその者に対する修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 修学資金の貸付けを受けた期間（次項の規定により修学資金の貸付けが停止された期間等やむを得ない場合を除く。）が養成施設等の正規の修業年限に達したとき。
- (7) 他の地方公共団体等が行う同種の修学資金の貸付けを受けたとき。
- (8) 国及び地方公共団体等が実施する離職者訓練による介護福祉士等の資格を取得することができる訓練を受講することとなったとき
- (9) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、修学資金の貸付けを受けている者が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、その者が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けされたものとみなす。

(借用書の提出)

第11条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、第8条の貸付決定通知書の交付を受けた時（前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された時）は、すみやかに、保証人等の連署した借用書を作成し、それぞれの印鑑証明書を添えて会長に提出するものとする。

(返還債務の当然免除)

第12条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除する。

(1) 養成施設等を卒業した日（実務者養成施設にあつては、卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日とする。以下同じ。）から1年（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由がある場合は、その理由が継続する期間を除き、1年。）を経過する日までに介護福祉士等として、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等及び東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、県内とみなす。以下同じ。）において業務につき、かつ、引き続き業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）が5年（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除き、5年。）であるとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間は、県内における業務従事期間とみなす。

(返還及びその方法)

第13条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたとき（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由がある場合を除く。）は、原則、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間の2倍の期間内に、貸付けを受けた修学資金に相当する額を返還しなければならない。

(1) 第10条第1項の規定により修学資金の貸付けが取り消されたとき。

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに社会福祉士登録簿又は介護福祉士登録簿に登録せず、介護福祉士等として、県内において業務に従事しなかったとき。

(3) 前条の規定により返還債務が免除となる以前に、介護福祉士等として県内において業務に従事しなくなったとき。

(4) 前条の規定により返還債務が免除となる以前に、業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還は、月賦又は半年賦の均等払の方法によるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、繰上返還又は一括返還をすることができる。

(返還債務の履行猶予)

第14条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予する。

- (1) 第10条第1項の規定により修学資金の貸付けが取り消された後も引き続き養成施設等に在学しているとき。
 - (2) 養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等に在学しているとき。
- 2 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。
- (1) 介護福祉士等として、県内において業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。
- 3 前2項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けた者に係る前条の規定の適用については、前2項に規定する理由が消滅した日の属する月の翌月から起算するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第15条 会長は、第12条の規定により修学資金の返還債務の免除を受ける場合を除くほか、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務（履行期限が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上、介護福祉士等として、県内において業務に従事したとき。
 - (2) 死亡し、又は障害により修学資金を返還することができなくなったとき。
 - (3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させる場合が困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
- 2 前項第1号の規定により免除することができる返還債務の額は、介護福祉士等として、県内において従事した業務従事期間を修学資金の貸付けを受けた期間（第10条第2項の規定により修学資金が貸付けされなかった期間を除き、かつ、2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（1を越えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務の額（履行期限が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

(返還債務の履行の免除及び猶予の申請)

第 16 条 第 12 条若しくは前条第 1 項の規定による修学資金の返還債務の免除又は第 14 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、申請書(届)を会長に提出しなければならない。

(返還債務の履行の免除及び猶予の決定通知)

第 17 条 会長は、前条の規定による申請に基づき、修学資金の返還債務を免除し若しくは免除しないことを決定したとき、又は修学資金の返還債務の履行を猶予し若しくは猶予しないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を書面で通知する。

(延滞利息)

第 18 条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく、修学資金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。(平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞利子については、当分の間の措置として、特例基準割合に年 7.3 パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年 14.5 パーセントの割合を超える場合には、年 14.5 パーセントの割合)を適用する。)

2 会長は、前項により計算した延滞利息が、払い込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額な場合、当該延滞利息を免除することができる。

(注)「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。

(届出事項)

第 19 条 修学資金の貸付けの決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長が別に定める様式により、すみやかに届け出なければならない。

- (1) 退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 停学の処分を受けたとき。

- (5) 復学したとき。
 - (6) 進級したとき。
 - (7) 住所若しくは氏名を変更したとき。
- 2 修学資金の貸付けを受けた者は、修学資金を受けた期間在学した養成施設等卒業から第12条の規定による修学資金の返還債務の免除までの間（以下この項において「この期間」という。）、毎年4月10日までに就業状況報告書及び業務従事証明書を会長に提出しなければならない。また、この期間において次の各号のいずれかに該当するときは、会長が別に定める様式により、すみやかに届け出なければならない。
- (1) 卒業後1年以内に介護福祉士等として、県内において業務の従事を開始したとき。
 - (2) 県内において業務に従事する施設等を変更したとき。
 - (3) 県内において業務に従事しなくなったとき。
- 3 前2項の場合において、修学資金を受けた者が病気、負傷等で自ら届け出若しくは提出できないときは、保証人が代わって届け出若しくは提出するものとする。
- 4 修学資金の貸付けを受けた者は、第6条の保証人を変更したときは、すみやかに保証人変更届を会長に提出しなければならない。

(保証人の通知事項)

第20条 保証人は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、すみやかにその旨を会長に通知しなければならない。

(運営委員会)

第21条 会長は、介護福祉士等修学資金貸付事業の円滑な推進のため、介護福祉士等修学資金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することができる。

(補 則)

第22条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年6月14日から施行し、平成25年5月15日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表1（第4条第1項関係）

| 年齢 | 級地区分 | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1級地-1 | 1級地-2 | 2級地-1 | 2級地-2 | 3級地-1 | 3級地-2 |
| 19歳以下 | 42,080 | 40,190 | 38,290 | 36,400 | 34,510 | 32,610 |
| 20～40 | 40,270 | 38,460 | 36,650 | 34,830 | 33,020 | 31,210 |
| 41～59 | 38,180 | 36,460 | 34,740 | 33,030 | 31,310 | 29,590 |
| 60～69 | 36,100 | 34,480 | 32,850 | 31,230 | 29,600 | 27,980 |
| 70歳以上 | 32,340 | 31,120 | 29,430 | 28,300 | 26,520 | 25,510 |

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。